



欧州

EU の対アジア FTA 交渉

ジェットロ海外調査部欧州ロシア CIS 課 土屋 朋美

EU は、2006年に発表した新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」以降、アジア各国との二国間自由貿易協定（FTA）を積極的に進めてきた。今後の交渉の行方に注目が集まる。EU とアジア各国間 FTA の進展でアジアへの投資が促進されると、アジアでの企業間競争が激しくなるとみられる。日本企業にもビジネス上の影響がありそうだ。

終盤に入ったベトナムとの FTA 交渉

2009 年 3 月、EU は難航していた ASEAN 全体との FTA 交渉を凍結。シンガポールをはじめマレーシア、ベトナム、タイとの個別交渉を順次開始した。ただ、個別交渉で進展が見られない国もある。14 年 11 月に始まった新欧州委員会（以下、欧州委）の下、これら交渉の行方が注目される。

12 年 6 月に交渉開始が宣言された EU とベトナムとの FTA 交渉は、15 年 3 月までに 12 回の会合を経て終盤に入っている。第 12 回会合では、物品貿易（関税、原産地規則、非関税障壁、輸出税）、サービスと投資、公共調達、国営企業、知的財産権（IPR）、地理的表示（GI）などの分野で協議が行われた。次回交渉は 6 月上旬、ブリュッセルでの開催が予定されている。3 月 24～25 日にラトビアの首都リガで行われた EU 貿易相の非公式会合では、「今後数カ月で妥結するだろう」との見方が示され、交渉は終了間近とみられる。

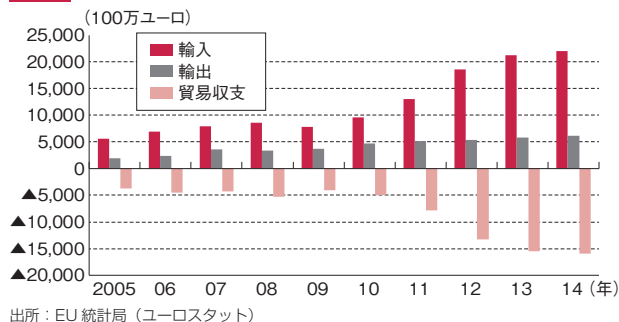
14 年の EU の対ベトナム貿易額は 282 億 5,200 万ユーロ。EU のベトナムからの輸入は 220 億 7,100 万ユーロ、輸出は 61 億 8,100 万ユーロ。EU の大幅な入超となっている（図）。EU のベトナムからの主要輸入品目は、機械・機器、履物・帽子、繊維・アパレル製品など。主要輸出品目は、機械・機器、化学工業製品、輸送機器などだ。

欧州委が 13 年 5 月に発表したベトナムとの FTA に関するポジションペーパー（公式見解）では、EU との FTA 締結により、ASEAN 諸国の中でベトナムが最大利益を享受するだろうとの見解が示された。特に物品貿易においては、主要輸出品の履物・革製品、アパレル製品などの分野で競争力が高まると予想している。一方、EU 側の関心は人口約 9,000 万人のベトナム市場。同国は、WTO サービス分野公約に基づき外資に対して参入の自由化を進めているものの、流通・通信サービス分野には出資上限を設けている。欧州のサービス事業者によるさらなる対ベトナム投資促進に向け、EU は同国に対して幅広いサービス市場の開放を求めている。

対ベトナム FTA に関して、欧州委・貿易総局の東南アジア担当者は次のように述べた。「野心的な内容となっており、ベトナムは多くの分野で市場開放に協力的な姿勢を見せている。センシティブ分野は、物品の市場アクセス、サービス、投資、公共調達、国営企業などだったが、交渉は最終段階に入っており、現在、原産地規則についても協議を行っている」。

EU の産業界にはベトナムとの FTA を支持する声が多い。だが EU にとってセンシティブ品目は繊維・アパレル製品だ。フランス繊維産業連盟（UIT）では、ベトナムの繊維・アパレルの競争力がさらに高まることを懸念する。そのため、これら製品の関税撤廃を段階的に

図 EU の対ベトナム貿易の推移



行うことや、原産地規則については ASEAN 累積に限ることとし、中国など第三国の拡張累積は認めないことなどを欧州委に求めている。EU が原産地規則で累積をどこまで認めるのかは、まだ不明だ。ただ、ベトナムの繊維・アパレル産業は、中国や韓国などからの原材料に依存しており原産地規則の緩和を望んでいる。

停滞するマレーシア・タイの交渉

一方、マレーシアとタイそれぞれとの FTA 交渉は、実質的に停止状態が続く。EU の一般特恵関税制度 (GSP) の改定により、マレーシアは 14 年 1 月から、タイは 15 年 1 月から GSP 適用対象外となった。先進国向け輸出に際し特恵関税の恩恵を受けてきた両国だが、対象国から除外されたことで対応を迫られた企業は多い。中には、製造拠点をマレーシアからインドネシアに移す日系メーカーもあった。このため、両国に進出している日系電機メーカーなどを中心として、FTA 交渉が早期に妥結・発効することを望む声強い。

10 年 12 月に第 1 回交渉が行われたマレーシアとの FTA は、12 年 4 月の第 7 回以降に中断した。マレーシアは同 FTA で初めて、知的財産権、公共調達、競争などの非関税障壁を交渉分野に含めている。中断の理由は、EU 側がもっと野心的なレベルを求めたのに対し、マレーシア政府のマンデート（交渉権限）の再取得が必要になったためとされる。また、EU 側が改善を求める同国の国内制度上の課題が多いからだ。

同 FTA 交渉で特に論点となっているのは、自動車産業などにおける同国の保護政策、公共調達市場へのアクセスなど。交渉再開の時期は見えていない。この間、同国は環太平洋パートナーシップ (TPP) 交渉にも参加している。駐 EU マレーシア代表部・商務担当官によると、TPP とともに EU との FTA も重要視しており、交渉再開を前向きに検討しているという。

タイとの FTA は 13 年 5 月に第 1 回交渉を実施し、14 年 4 月までに 4 回の交渉会合が持たれた。だが、その後のタイ国内の政治不安を理由に交渉は中断。前出の欧州委・貿易総局の東南アジア担当によると、「交渉の初期段階を終えただけで、オファーの交換など具体的交渉は行われていない」。今後の成長が見込めるタイ経済への EU 側の関心は高い。タイ側も早期の交渉再開を望んでいるが、EU 側のタイ政府に対す

る政治的懸念が払拭^{みっしょく}されておらず、足踏み状態はしばらく続きそうだ。

シンガポールとの FTA 発効は先延ばし

一方、シンガポールとの交渉は 10 年 3 月に 1 回目を実施され、12 年 12 月には妥結した。協定書案が公表された 13 年 9 月の時点では、投資保護に関する章について別途協議が続けられたが、14 年 10 月にはそれも合意に達した。発効すれば EU と ASEAN 諸国間では初の FTA となる。だが早期実現というわけにはいかないようだ。妥結後、投資保護に関する欧州委 (当時) の法的な交渉権限をめぐり EU 内で問題が持ち上がったからだ。15 年 3 月、欧州委はその判断を欧州司法裁判所に委ねる決断をしたが、判決が下されるまでには少なくとも 1 年は要するとの見方が強い。その後は EU 理事会と欧州議会での承認や加盟国による批准手続きがあるため、FTA 発効は 16~17 年ごろとなる見込みだ。

日本の経団連に相当するシンガポール・ビジネス連盟 (SBF) は、同 FTA の発効が遅れても、協定への企業の関心は薄れていないという。競争が激化する中国を含むアジア地域外の新たな市場として、欧州に対するシンガポール企業の関心は引き続き高いとみている。

欧州委は 15 年 3 月 25 日、「FTA が域内市場に果たす役割に関する報告書」を発表した。その中で、FTA は貿易と投資を促進し、欧州全体の成長と雇用に貢献するものだとし、今後の二国間 FTA において投資保護規定を盛り込むこと、公共調達市場へのアクセスを確保すること——の 2 点を重要課題として掲げる。

この他、インドネシアやフィリピンとも FTA 交渉に向け、協定の対象範囲を検討する「スコーピング作業」を開始している。EU は、将来的には、EU・ASEAN 間での FTA 実現を目指すとしている。その土台作りのために、まずは二国間での協力を優先する方針だ。

EU とアジア各国間の FTA の進展が日本企業に与える影響は——。アジアに製造拠点を持つ企業にとって、欧州への製品輸出が有利になることは言うまでもない。他方、EU からアジア各国への投資も容易になる。投資が促進されるということは、競合が増えるということだ。将来的にアジアでの競争環境が高まるため、既進出日本企業にとっては直接・間接的なビジネス上の影響があるだろう。

js